

長寿医療

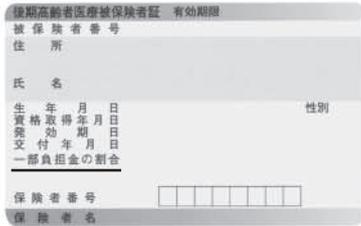
シリーズ 10

(後期高齢者医療)のしくみ

新しい保険証が
7月末に届きます



現在お手持ちの保険証は今年7月31日まで有効です。8月から有効の新しい保険証は、7月末日までに郵便でお届けします。



新しい保険証(ふじ色)が届きます。「一部負担金の割合」が変更になっている方は8月以降に受診する医療機関窓口へ必ず提出してください。

長寿医療保険(後期高齢者医療保険)の加入対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上で申請により一定以上の障がいがあると認められた方

保険証の『一部負担金の割合』をご確認ください

毎年8月1日現在の世帯状況および前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の一部負担金の割合(1割または3割)の見直しを行っています

一部負担金の割合が変更になった方は、受診する際に必ず医療機関に保険証を提示してください。

一部負担金の割合軽減

所得による判定で3割負担に該当した方でも、収入額が一定の基準額に満たない場合は、申請により負担が1割となります。

1割負担となる可能性のある方には、申請書をお送りいたしますので、役場で軽減の手続きをしてください。

入院時の自己負担額などの減額

所得が一定基準より低い

世帯の方には、申請により入院時の自己負担額や食事代などが減額されます。

減額を受ける場合は、医療機関へ被保険者証と合わせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要がありますので、必要な方は役場で手続きをしてください。

見本

後期高齢者医療制度適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
性別	男
氏名	
生年月日	
有効期限	
通用区分	
長期入籍	保険者印
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	

*「限度額適用・標準負担額減額認定証」の期限は、8月1日から翌年の7月31日となります。

*平成20年度に認定を受けた方は、保険証といたしよにお届けします。

○お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課 国保係
☎ 43-2116 (直通)
佐賀総合支所健康福祉課 保険福祉係
☎ 55-3112 (直通)

裁判員制度 シリーズ⑥

[お問い合わせ] 高知地方裁判所 ☎088-822-0340

候補者名簿に記載されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか?



A6 くじで選ばなかった場合は、呼び出されません。

裁判員候補者は、実際の事件ごとに裁判員候補者名簿からくじで選ばれます。ですから、裁判員候補者名簿に記載されても、くじで選ばれず、裁判所に来ていただかないこともあります。そして、裁判員候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の裁判員候補者は、前年に裁判員候補者名簿に記載されたか否かにかかわらず、新たに選挙人名簿からくじで選ばれますので、翌年以降の裁判員候補者名簿に再び記載される可能性もあります。しかし、過去5年以内に裁判員などになった方や、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に来ていただいた方(辞退が認められた方は除く)などは、裁判員になることを辞退することができます。